

美瑛町住宅リフォーム等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の誰もが安全で安心して暮らし続けられる住環境の整備を促進するとともに、人口流出の抑止と定住化を図ることを目的に、既存住宅の改修を行うものに対する費用の助成について、必要事項を定めるものとし、交付については、美瑛町補助金等交付規則（平成9年美瑛町規則第5号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専用住宅又は居住の用に供する部分が、延べ面積の2分の1以上である併用住宅
- (2) 住宅リフォーム工事 住宅の改築又は改修のうち、別表に掲げる事業の省エネルギー化、バリアフリー化又は一般改修工事
- (3) 町内業者 町内に本社を有する法人又は町内に住所を有する個人の業者

(助成対象者)

第3条 この要綱において、美瑛町住宅リフォーム等助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に3年以上登録されている者
- (2) 自らが所有し、居住する住宅の住宅リフォーム工事を行う者
- (3) 住宅の所有者及びその者と同一の世帯に属する者全員が町税等を滞納していない者
- (4) 過去に申請者及び申請者と同一世帯の中に助成金の交付を受けていない者
- (5) 過去に申請者及び申請者と同一世帯の中に美瑛町定住住宅取得助成事業の助成金を受けていない者
- (6) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第

19号) 第2条第1項に規定する暴力団関係者でない者
(助成対象住宅)

第4条 この要綱において、助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 申請日時時点で新築後20年を経過している住宅
- (2) 過去に美瑛町住宅リフォーム等助成金の対象としていない住宅
(助成対象工事)

第5条 助成金の交付の対象となる住宅リフォーム工事(以下「助成対象工事」という。)は、町内業者により施工されるもので、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 住宅リフォーム工事を施工するもので、別表に掲げる事業ごとに要する助成対象工事費用が10万円以上のもの。
- (2) 助成対象工事が未着手のもの。

2 前項第1号に規定する助成対象工事費用には、次に掲げる費用を含まないものとする。

- (1) 併用住宅の工事の場合は、当該非住宅部分の工事に要する費用
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく日常生活用具(住宅改修)の給付を受ける場合は、その給付に要する費用
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく居宅介護住宅改修費の支給を受ける場合は、その居宅介護住宅改修費に係る工事に要する費用
- (4) 国、北海道及び本町その他公共的団体等から資金として助成金、交付金等の交付を受けて工事をする場合は、当該工事に要する費用
- (5) 省エネルギー化、バリアフリー化又は一般改修の居住環境づくりに寄与する根拠を示すことができない工事に要する費用
- (6) 床、壁、天井のいずれにも固定されない物品等(置型照明器具、据置きコンロ、ストーブ、家具、その他これらに類するもの)の購入又は設置に要する費用

3 前項各号の費用において、同時施工による共通費用については、あん分により算出するものとする。

4 過去に美瑛町住環境整備費助成事業の助成金の交付を受けた者については、本助成金と工事の範囲が重複しないものを対象とする。

(助成金の額)

第6条 別表に掲げる事業に係る助成金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 省エネルギー化に係る事業については、助成対象工事費用の2分の1以内の額とする。ただし、10万円を限度とする。

(2) バリアフリー化に係る事業については、助成対象工事費用の2分の1以内の額とする。ただし、30万円を限度とする。

(3) 一般改修に係る事業については、助成対象工事費用の2分の1以内の額とする。ただし、10万円を限度とする。

2 前項の規定による助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、美瑛町住宅リフォーム等助成金交付申請書(別記様式第1号)に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請を受け付ける期間は、町長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めた場合は、助成金の交付を決定し、美瑛町住宅リフォーム等助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(追加募集)

第9条 町長は、助成金の交付決定に当たり、第7条第2項に規定する期間(以下「受付期間」という。)内の申請によって助成金の額の合計が、募集予算額に満たなかったときは、募集予算額に達するまで、随時期間を延長して申請を受け付けるものとする。

(抽選による交付決定の方法)

第10条 町長は、助成金の交付決定に当たり、受付期間内の申請による助成金の額の合計が、募集予算額を超えたときは、抽選により交付決定を行うも

のとする。ただし、省エネルギー化又はバリアフリー化に係る事業を行うものについては、優先的に交付決定を行うものとする。

(繰り上げ候補者)

第11条 町長は、前条の規定により交付決定とならなかった者に対して、抽選上位の者から順番に順位を付け、繰り上げ候補者とするものとする。

2 町長は、繰り上げ候補者に対し、落選通知書(繰り上げ候補者通知書)(別記様式第3号)により通知するものとする。

(繰り上げ当選)

第12条 町長は、助成金の募集予算額に余裕が生じたときは、予算の範囲内で、前条により繰り上げ候補者とした者のうち、順位が上の者から当選とし、交付決定を行うものとする。

(助成金の条件)

第13条 町長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金交付の目的を達成するため次のとおり条件を付すものとする。

- (1) 助成事業等の内容の変更、中止、取下げをする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (3) その他関係する法令を遵守すること。
- (4) その他町長が必要と認めるもの。

(実績報告及び助成金の請求)

第14条 交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成事業が完了したときは、速やかに、実績報告書兼助成金請求書(別記様式第4号)に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 実績報告の提出期限は、町長が別に定める。

(助成金の交付)

第15条 町長は、実績報告書兼助成金請求書を受理した後、所定の審査を行い、助成金を交付するものとする。

(助成金交付の取消し)

第16条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補

助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業	工種	工事の内容	助成の対象及び条件等 (交換・設置工事等に付随して必要な工事は対象)
(改修後の省エネルギー性能が向上するもの) 省エネルギー化	建築工事	窓の交換・設置	複層ガラス等に交換するもので、ガラス中央部の熱貫流率が $2.33\text{w}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の製品への交換。 外窓を交換するもので、ガラス中央部の熱貫流率が $2.33\text{w}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の製品への交換。 内窓を交換するもの、及び新たに内窓を設置するもので、ガラス中央部の熱貫流率が $2.33\text{w}/\text{m}^2 \cdot \text{K}$ 以下の製品への交換及び設置。
		断熱材の交換・設置	断熱材を交換するもの、及び新たに断熱材を設置するもの。 対象となる断熱材の性能及び部位ごとの最低使用量 ・熱伝導率 $0.052\sim 0.035\text{W}/\text{mk}$ の断熱材 外壁 3.0 m^3 屋根・天井 3.0 m^3 床 1.5 m^3 ・熱伝導率 $0.034\text{W}/\text{mk}$ 以下の断熱材 外壁 2.0 m^3 屋根・天井 1.8 m^3 床 1.0 m^3

		玄関ドアの交換	玄関ドアを交換するもので、屋外に面する部分に熱貫流率 2.33w/m ² ・K 以下の製品への交換。
	設備工事	浴槽の交換	浴槽を交換するもので、JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品への交換。
		換気扇の交換・設置	換気扇を交換するもの、及び新たに換気扇を設置するもので、熱交換の機能を有する製品への交換、及び設置。
		便器の交換	便器を交換するもので、JIS A5207:2011 もしくは JIS 5207:2014 に規定する「節水型大便器」と同等以上の節水性能を有する製品への交換。
		水栓の交換	水栓を交換するもので、JIS B2061:2017 に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有する製品への交換。
		照明器具の交換	LED 照明器具に交換するもの。(LED 化となるもの)
その他	町長が許可したもの		
バリアフリー化	建築工事	手すりの設置	住宅の内外において、移動を助けるためもしくは体を支えるための手すりを設置するもの。
		床段差等の解消・緩和	住宅の内外において、床段差を解消もしくは緩和するもの。
		廊下巾等の拡張	車いす等の通行のために廊下や、開口部の幅を広げる工事。
		床材の交換・設置	滑りにくい床材に交換するもの、及び新たに滑りにくい床材を設置するもの。
			衝撃に配慮した床材に交換するもの、及び新たに衝撃に配慮した床材を設置するもの。
建具の交換・設置	引き戸もしくは折れ戸に交換するもの、及び新たに引き戸もしくは折れ戸を設置するもの。(有効 750mm 以上)		

設備工事	階段の緩和等	階段の傾斜を緩やかにするもの。
		新たに階段昇降機を設置するもの。
		新たに階段に滑り止めを設置するもの。
	水栓の交換	既存水栓を取り除き、シングルレバー水栓、又は自動水栓に交換するもの。
	スイッチの交換・設置	ワイド型スイッチに交換するもの、及び新たにワイド型スイッチを設置するもの。
	ドアホンの交換・設置	モニター付きドアホンに交換するもの、及び新たにモニター付きドアホンを設置するもの。
	段差解消機の設置	新たに段差解消機を設置するもの。
	ホームエレベーターの設置	新たにホームエレベーターを設置するもの。
	保安灯の設置	住宅の内外において、新たに保安灯を設置するもの。
	トイレの介助空間確保等	長辺の内法寸法 1,300mm 以上、又は便器の側方（片側のみ、便器と壁又は建具との距離）の距離を 500mm 以上確保するもの。
		既存和風大便器を取り除き、新たな洋式大便器を設置するもの。
		既存普通便座を取り除き、新たな暖房・洗浄機能付便座を設置するもの。
	洗面台への交換・設置	ひざ入れスペースのある洗面台に交換するもの、及び新たにひざ入れスペースのある洗面台を設置するもの。
	流し台又は調理台の交換・設置	ひざ入れスペースのある流し台・調理台に交換するもの、及び新たにひざ入れスペースのある流し台・調理台を設置するもの。
		可動式吊り棚に交換するもの、及び新たに可動式吊り棚を設置するもの。
浴室の交換	新たなユニットバスに交換することにより出入口口	

			の段差が解消されるもの。
	その他	町長が許可したもの	
一般改修	建築工事	屋根材の 交換・設置・塗装	新たな屋根材に改修するもの、及び新たに屋根材を設置するもの。
			屋根の塗装をするもの。
		外壁材の 交換・設置・塗装	新たな外壁材に改修するもの、及び新たに外壁材を設置するもの。
			外壁の塗装をするもの。
		仕上材の交換	床材の交換、畳の交換、クロス等の交換を行うもの。
		ドア・窓の交換	ドア・窓の交換を行うもの。
	設備工事	排水管の 交換・設置	排水管の交換をするもの、及び新たに排水管を設置するもの。
		給水・給湯管の 交換・設置	給水・給湯管の交換をするもの、及び新たに給水・給湯管を設置するもの。
		ユニットバスの 交換	ユニットバスの交換を行うもの。
		便器の交換	便器の交換をするもの。
		台所の交換	流し台・調理台の交換をするもの。
	その他	町長が許可したもの	